

豊頃町「報徳のおしえ」推進会議

報徳のおしえ シリーズⅡ

(豊頃町学校支援地域本部)

二宮尊親に
道を守れ

― 報徳の実践を目指し ―

発刊によせて

豊頃町報徳のおしえ推進会議
(学校支援地域本部)

会長 齋 藤 義 昭

中学生が茂岩市街を清掃活動する、豊寿大学の高齢者の皆さんが小学校を訪れ書道を指導する、中学生と一緒に学校環境整備活動をする、文化祭にも参加し寸劇も披露する……

学校支援という新たな動きが町民の皆様にも「見える」ようになってきていると思います。実施方法や規模は異なるものの町内小学校でも同様のことがすすめられています。

「学校支援」という表現は違っても本町では以前から学校への協力活動は行われており、小中学生の奉仕活動や交通安全運動、地域の学校でお年寄りが伝統文化を披露すること、茶道会の方々が野点をしてくださることなど素晴らしい活動が評価されてきました。

当会議は、これらの学校に協力してくださる町民の皆様の様々な活動や生きる力を高めるために学校が必要とする活動を、報徳のおしえを基本とする考え方で整えたり新たな事を創造したりし、総合的なものとして調整し推進していこうとしています。

この度、『「報徳のおしえ」シリーズⅡ二宮尊親に導かれ』を発刊できることとなりました。

二宮尊親先生ご自身の考え方、ご功績を詳しくまとめた書物は、おそらく初めての発刊であり、特に、ウシシユベツ（現二宮地区）を理想郷実現の地と定め、相馬から移民を募集した経過や興復社の事業内容、そして艱難辛苦の移住民と尊親先生の当地での報徳指導の日々は私たちを圧倒します。

日頃の調査研究に加え、小田原、今市そして相馬ほか関係市町村を訪れるなど現地調査に重点を置き、興復社牛首別出張所（当初）の貴重な資料を発見されるなどのご苦勞をいただき執筆くださった、郷土資料調査研究員 佐藤信勝先生のご尽力に心から敬意と感謝を申し上げます。

当会議は、町、教育委員会はじめ関係各位と連携して今後も報徳のおしえを基盤とする学校教育、社会教育そして地域の在り方を研究し実践的な学校支援を推進してまいります。多くの町民の皆様がご理解、ご支援下さることを願い発刊の言葉と致します。

はじめに

”報徳の町“を標榜するところは、全国的に数多く見受けられるが、そのなかでも代表的な町の一つが、豊頃であることは間違いない。

豊頃町民憲章に「わたくしたちは、先人のたくましい開拓精神と報徳のおしえを受け継ぐことをほこりとし」とある。このことを見ても明らかのように、豊頃町の報徳への強い意気込みを感じる。

報徳とは、江戸時代末期の農政家二宮尊徳が考えたことを、実践することであり、以德報徳に由来する。尊徳は仕法（建直しの方策）で、荒廃した数多くの農村を救った。その尊徳の嫡孫が二宮尊親である。今から百十年程前に二宮尊親によって指導された興復社は、福島県の相馬から農民を引き連れ、二宮地区にやってきた。祖父尊徳のおしえである報徳を実践し、目指すところは農民の救済と興国安民にあった。

豊頃町の歴史を顧みると、十勝の歴史は天津から始まり、その中心人物は堺千代吉であり、豊頃の農業は明治二十年代からスタートしている。不思議なことに、このように尊親は豊頃開拓の祖ではないのによく知られている。豊頃町教育委員会が、平成二十年に「報徳のおしえ」に関するアンケート調査を町内小中学校の保護者の皆さんに実施したところ、二宮尊徳は年代に関係なく九十七%の人が、二宮尊親は八十一%の方が知っていた。

「報徳のおしえ」の内容については、よく知っているが三%、大体よく知っているが五十三

%であった。「報徳のおしえ」については、もっと知りたいが十一%、知りたいが六十七%で、特に若い年代層の声が多かった。このことは、保護者として「報徳」を子どもに伝えたいという気持ちの現われであるとも感じた。また、芋コジとか、心田開発については知られているが、肝心の尊親の偉大さ、功績については余り理解されていないようである。今一度、この功績と偉大さについて考えて見たい。ただ、十勝における尊親に関する資料は意外と少なく、その上、一つの文章が数多く引用され、いつの間にか一人歩きし、全体像を描くのが難しい。この状況のなか、改めて各種の史料を検討し、一定の功績を紹介できることは可能であると考え、尊親像の再構築を試みた。

尊親は国のために、農民を救うために、報徳の精神をもって村づくりをした。このとき北海道の大農場は小作制が展開されていくなか、尊親は移住民を約束通り独立させた。凄いことである。

また艱難辛苦の生活を通して、生きる夢と希望を与えてくれた尊親の辿った道を眺めることは、この混沌としている社会に生きる我々に、何か、貴重なヒントを与えてくれると思う。

保護者の尊親をもっと知りたいという気持ちにはまったく共感するものであり、この際、一緒に学ぶことができればと思い、このような本を考えてみた。皆さんと二十一世紀に通用する報徳を見いだせば幸である。

平成二十二年一月十五日

佐藤 信勝

豊頃町郷土資料調査研究員
元北海道帯広三条高等学校校長

目次

発刊によせて

はじめに

I 二宮尊親に導かれ——報徳の継続を目指し——……………1

1、尊親の誕生 2、尊親の幼少年時代 3、今市から相馬へ——戊辰戦争の拡大——

II 興復社の結成とその限界……………6

1、相馬の仕法開始 2、明治十年興復社の結成と限界

3、明治政府成立期の国内外の動き 4、「化外(けがい)の地」から北海道へ

5、尊親の北海道対策と決断

III 新天地を求め北海道へ……………12

1、土地の選定 2、尊親の入植計画 3、移住民規約の作成

4、明治二十九年興復社の総会 5、明治三十年四月八日の入植とそのコース

6、相馬市門外不出の資料——登場—— 7、入植直後の事業開始と生活状況

8、神社の創立——報徳二宮神社—— 9、尊親宅の建築と家族 10、組合規約の作成

11、興復社の誇るべき特徴と組織

ア、例会(芋コジ)と心田開発 イ、災害対策

12 牛首別報徳会の成立——報徳精神を永遠に——

13、尊親の理念と実践報告

ア、移住民の選考方法 イ、報徳会 ウ、事業の成績 エ、尊親の北海道農場論

IV 相馬へ——祖父尊徳の資料整理——……………40

1、依田勉三、尊親の講話を聞く 2、相馬での生活 3、尊親の晩年

V エピソード(コラム)……………44

1、尊親の偉大さと功績は何か！

・十勝の農場 ・ある農場の姿 ・ある農場における小作人の生活

2、興復社農場の実態——第一期入植者 武野侃の奮闘記——

3、報徳分度論と常会講話草稿——豊頃での執筆——

4、尊親と志賀直哉 5、修学習業の教え

VI 尊親のおしえ……………52

1、報徳の実践録——桜井壽男の「開拓九十年誌」より——

2、尊徳から尊親へ 興国安民——至誠・勤労・分度・推譲——

3、民主主義の先駆者として

資料 系図……………59

あとがき……………60



二 宮 尊 親

I 二宮尊親に導かれ ― 報徳の継続を目指し ―

アメリカの東インド艦隊司令長官ペリーは、一八五三（嘉永六）年に四隻の黒船を伴い、江戸湾の入口に位置している浦賀沖に來航した。鎖国的状態にあった日本へ開国を求めるためであった。「泰平の眠りをさます上喜撰たつた四はいで夜もねむられず」と、狂歌が流行するなど、国内は騒然となったが、その直後に日本は開国し、国内の統一に向けての動きが、ドラマチックに展開され、徳川の時代から、明治政府への樹立となる。ペリーの來航から僅か十五年ほどの出来事であった。

1、尊親の誕生

このような情勢のなか、一八五五（安政二）年尊親は、父尊行・母鉸（こう）の長男として栃木県の今市（現日光市）にて誕生した。祖父は江戸時代の末期に、荒廃した数多くの農村を建て直した二宮尊徳である。尊親は尊徳の嫡孫にあたる。尊親は子供の頃、金之丞、金一郎と呼ばれていた。尊親、正式には「たかちか」と読む。豊頃町二宮地区では敬意をこめて「そんしんさん」と呼ばれていた。



報徳役所跡と書庫（日光市今市）

一八五三年に尊徳は、幕府より念願の「日光御神領仕法」を命じられ、息子尊行はこの仕法遂行のために一八五五年、日光奉行管轄のもと、今市報徳役所を新築した。この仕法実施の前線基地に、尊徳、尊親の父尊行、富田高慶などが着任してきた。また、二宮家の家族も新築の官舎に移住し、尊親は生れた。しかし、翌年、祖父の尊徳は「我を葬るに分を越える事勿れ、墓石を建つこと勿れ、碑を建つこと勿れ、只々土を盛り上げて、その傍に松若しくは杉を一本植えて置けばそれにて可なり」と遺言し永久の眠りに就いた。それは偉大な仕事を成し遂げた者から新しい時代を背負う者へという運命的な出会いを感じさせる出来事でもあった。

2、尊親の幼少年時代

「報徳役所日記」(一八五八年)に、「何を好むか」という子供たちの戯れ問答のなかで、金之丞は「飯なり」と、他の子供たちは「さつま芋」と答えた、とある。そのことを聞いた門人は、「ああ賢なるかな。飯より勝てるものあらんか。天下に顕れる兆しかな」と記している。

今市の浄泉寺の境内に沢蔵司(たくぞうす)稲荷がある。この稲荷は小児の夜泣き止めと子育ての信仰で有名であった。両親は子供たちが健やかに成長することを願い、玉垣を寄進。その玉垣の正面



沢蔵司稲荷の玉垣(日光市今市)

に、「奉寄進 二宮金之丞(三才)」、「奉寄進 二宮延之輔(二歳)」の名が刻まれ読み取れるが、風化が進んでいる。それに節約した金十二両を永久修復費(維持管理費)として奉納している。後に、弟の延之輔は富田家の養子に入り、尊親の活動を助けたが、二十七歳という若さで亡くなる。また、この頃、この地方に疱瘡が流行した時、健康を案じて、当時、江戸の名医緒方洪庵などの努力により普及し始めていた種痘を金之丞に率先して受けさせている。

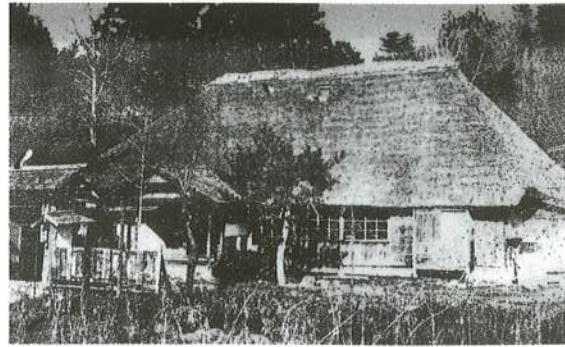
二宮家は教育に関しては熱心な家系である。尊徳も息子の尊行、娘のふみには、早くから家庭教師をつけ、更にふみには絵師を江戸からよんでいるほどである。二宮家を見ると、尊行、ふみ、尊親と書に秀でて、多数の優れた書を残している。一八六五(慶応元)年、尊行は金之丞十才の頃、江戸より家庭教師として松崎鉄五郎を招き、儒学を中心とした教育を身につけさせようとしている。

一八六八(慶応四)年金之丞は、報徳役所で多忙な仕事をしている父尊行、富田高慶などの活躍する姿を見ながら育っていた。祖父が築き、父が受け継いでいる報徳仕法を実体験するために、日光御神領内吉沢村の「廻村」に初めて参加した。

3、今市から相馬へ ― 戊辰戦争の拡大 ―

一八六七年十月大政奉還、十二月王政復古の号令とともに江戸幕府は崩壊したが、一八六八年鳥羽・伏見の戦いが起こる。これは旧幕府軍と朝廷側の倒幕軍との戦いが、内戦に発展、戊辰戦争の始まりでもある。旧幕府軍は薩摩・長州藩の討伐を目指し、大阪城にいた会津・桑名の兵を京都

に向かわせた。これに対し、伏見では長州藩を中心に、鳥羽では薩摩藩が主力となり戦い、会津・桑名の両軍を破る。この敗北により、旧幕府軍側が総崩れとなり、更に江戸開城後、多くの旧幕臣が脱走し、関東各地で激しく抗戦した。東北でも東北諸藩による奥羽列藩同盟、これに北陸が加わり、奥羽越列藩同盟が結成され、倒幕に反対したが、これらも敗北し、函館・五稜郭の戦いで終了した。



石神村の二宮家住居跡（現南相馬市）

尊行は戊辰戦争が拡大し、今市にも迫ってくるなか、尊徳の残した膨大な資料の保全と二宮家の避難についての対応を考え、金之丞を呼んで伝えた。それは、役所を守るため尊行は今市に留まるが、資料の搬出と家族は相馬に行くことであった。四月二十二日、第一陣の弟子たちは尊徳の膨大な資料を持ち相馬へ出発。四月二十三日、第二陣の金之丞は父の代理として、祖母うた、母鉸、弟延之助、妹とせを引きつれ、相馬へと急いだ。四月二十八日仕法関係の書類と金之丞たちは相馬に到着したが、相馬にも戦火が拡大する恐れがでてきたので、二宮一家は山奥の焙（じさ）原村に行き先を変更した。六月に尊行は、今市での残務整理を終え、相馬で家族と再会した。

一八六九（明治二）年に金一郎（尊親）も、相馬の斎藤高教（富田高慶の甥で、斎藤高行の弟）の

屋敷に同居したが、翌年に相馬藩主から二宮家のため石神村（現南相馬市）に新築の家屋を贈られ移り住んだ。

この頃、相馬藩の教育者として名高い慈隆の薫陶をうけるため、富田高慶に伴われ、金一郎と弟延之助は高台にある金蔵院に入塾した。金蔵院には富田高慶宅より通塾したり、入寮したりなど勉学に励んでいた。この慈隆との出会いは、いろいろと学ぶことが多く、貴重な体験となった。

一八七二（明治四）年は、様々な事が起こり、二宮家にとって大変な年となった。七月に廃藩置県が断行され、このため相馬藩より下付されていた家禄七〇〇石を失い、武士の授産として田畑約一町歩の所有者となった。七月に祖母なみ死去（六七歳）。十二月には、慈愛に溢れた父尊行が死去し、家督は金一郎が相続、十七歳の時であった。

一八七三（明治六）年尊行亡き後、尊親の後見役として富田高慶は尊親宅の隣地に移り住む。これ以降石神村は富田高慶や尊親の指導を仰ぐうとして報徳関係者が頻繁に訪れた。そのなかには福住正兄、岡田良一郎の顔も見られた。明治二十三年に富田高慶が死去するまで、石神村は報徳運動の聖地であった。この頃、廃藩置県に伴う大きな問題が、各藩で生じてきた。相馬藩では仕法の行方であった。



金一郎が遊び学んだ金蔵院跡地（相馬市）

Ⅱ 興復社の結成とその限界

相馬藩は江戸初期の表高は六万石で、時には、十七万六千石もの実収のある豊かな藩であったが、江戸末期には天明、天保の災害などにより、藩財政の借財は三十万両にもなる大赤字に転落した。藩主は参勤交代にもいけない状態となり、財政の建て直しを、二宮尊徳に依頼した。尊徳は多忙を理由に断っていたが、再三の依頼により引き受け、御仕法雛形（財政の再建案）を作成し、相馬藩に渡し、これを富田高慶が自ら指導した。作成に際し、相馬藩百八十五年間の平均収納米を十万七千石と計算し、これを六万六千石に押さえ、歳出をこの限度内とする分度を定めた。「入るを量つて出づるを制する」である。藩は指示通り、これを十年間厳守した。

1、相馬の仕法開始

この仕法は一八四五（弘化二）年に始まり、その成果は、相馬藩全領二二六カ村の内、仕法を実施したのは一〇一カ村内で、その内完成したのは五十五カ村、他は施行半ばであったが、相馬藩全域では荒蕪地の開墾面積が二〇六八町歩におよび、戸数も大幅に増加するなど、仕法は大成功に終わる。しかし、廃藩置県のため、明治四年に二十七年間続いた仕法は中断した。

富田高慶と尊親などは廃藩置県後も多くの村、多くの農民を救った相馬仕法の継続と資金の支援を求め、政府関係の要人に陳情をした。西郷隆盛、松方正義などは大いに理解を示してくれたが、

大蔵省は反対、それは財政難などが背景にあった。福島県も反対し、相馬仕法の官営による継続は不可能となり、富田高慶は民営による仕法を計画し、一八七六（明治十）年に興復社を結成した。

2、明治十年興復社の結成と限界

「興復とは衰を挙げ廃（すたれ）を興し、貧を富に復し禍を福に復し、危きを安きに復するの意に出づる（興復社規則）」とある。

興復社は尊徳の遺教を奉じて農村を復興しようとするもので、事務所は石神村の尊親宅に置き、社長は富田高慶、副社長は当初斎藤高行であったが、直に退任し、二宮尊親が就任した。祖父尊徳の遺業を多くの者に伝えようと希望と情熱を持って活動し始めた一八七九（明治十二）年に尊親（二五歳）は、相馬藩家老池田図書（ずしよ）の孫娘モト（一六歳）と結婚した。池田図書は草野正辰（まさたつ）と並ぶ相馬藩の偉大な家老であり、相馬仕法を推し進めた立役者である。父尊行と母鉸の仲を執持つなど、二宮家とは深い親交があった。

また、同年、宮内省から「亡祖父尊徳大いに勸農の道を講明し、畢生（ひっせい）尽力功績不勳亡父尊行及び其方に於いても先志を継述専ら開墾殖産に従事候的被聞食金百円下賜候事」と尊徳、尊行、尊親の三代の功を賞し、尊親に百円を賜られた。一八八〇（明治十三）年相馬允胤（みちたね…旧藩主）が、「報徳記（富田高慶著）」を宮内省に献上、これにより尊徳の活動が広く、世に知られることになった。

尊親の明治十年〜明治十七年に掛けての動きを「富田高慶日記」から覗いてみると、明治十年の解説に、「この頃、まだ旧名と新名が使われていて煩（わずら）わしいが、金一郎は二宮尊親…」とある。

一八八四（明治十七）年尊親は富田高慶とともに上京し、五十日間近く滞在している。その用件は、発足した「興復社」の資本不足に伴う資金の借入と旧藩主相馬誠胤（ともたね）の病氣見舞いにあつた。これらの動きに仲介の労を執つたのが志賀直道であつた。明治十五年には尊親と妻モトの間に待望の長男徳（いさお）が誕生した。明治十七年十一月尊親は体調不良に陥つたが、その程度は不明である。遂、数ヵ月前に弟高英が病死したこともあり、東京で治療に専念した。石神村に戻つたのは明治十八年八月と長期の治療生活であつた。明治二十一年には興復社が不振と問題が山積みするなか、病氣がちの社長富田高慶に代わり、尊親が代行していたこと等が日記から知ることができる。

興復社の事業は初め、順調に展開されていたが、社員が少なく、事業は多忙のため、農民への報徳精神の教化までは行き届かなかつた。加えるに時勢の変遷、開墾人のなかに納金を延滞するものが現れ、資本の回転が悪化し、事業が困難になつてきた。このため、一時本業を中止して、将来の善後策を講じているなか、明治二十三年、頼みの綱である社長の富田高慶が病没し、この後を尊親が継いだ。

3、明治政府成立期の国内外の動き

明治維新は、国内の統一を成し遂げ、天皇を頂点とする中央集権体制の確立と近代国家への出発となつた。この頃、イギリス、フランス、アメリカなどの高度に発展した資本主義国家はアジアに進出し、経済力を背景に世界政策に乗り出してきた。開国した日本は、その波にまき込まれることになつた。

明治政府は、地租改正で財政の基礎を確立したかのように見えたが、旧藩の債務の引き継ぎ、近代産業、軍備、教育などを育成するために、まだ多額の費用を要し、政府紙幣と公債を発行した。このような時、西南戦争が起こり、大量の不換紙幣を発行したため、激しいインフレーションに見舞われた。時の大蔵卿松方正義は増税と歳出を抑え、不換紙幣の回収と貯蓄を試みた。

この財政政策は、物価の下落と深刻な経済不況を招いた。農民は、この大きな社会的・経済的な変化に対応できず、多くの農民は税金を払えず、土地を手離し、自作農から没落の道を辿ることになった。このデフレーションと地租改正で、税金を払えず土地を失つた農民は一八八三（明治十六）年〜一八八七（明治二十）年の五カ年で約三十万人に達した。これらの人たちは小作農に、また、都市へ労働者として流出していった。そして、その一部は北海道へ。このように明治政府は光と影の部分を抱えながら進むことになった。

4、「化外（けがい）の地」から北海道へ

近代における北海道の開拓は自然発生的に生れたものではなく、強力な人為的な力によって、急速に走り出したものといえよう。

明治以前、この地は蝦夷地と呼ばれ、多くは「化外の地」とされていた。化外とは、王化のおよばないところ。国家の統治のおよばないところを意味した。また、この地の周辺を巡り、ロシアをはじめ、列強諸国も興味と関心を寄せ、動き始めていた。このような状況に対し、成立早々の明治政府は一八六九（明治二）年に北海道と命名し、この地を近代国家日本の枠組みにとりいれた。

この近代とともに北海道の開拓は、国家政策のなかで本格的に進展していった。国家が注視した理由は国益上の問題で、没落した武士・農民の救済、ロシアの南下に対する国防と資本主義経済の発展に必要な農・工業資源の開発であり、殖民化にあった。これを実現させるために、国・道庁は積極的な移住民政策をとり保護した。その流れのなかで、屯田兵、単独・団体移住者として北海道へ多くの人が渡ってきた。

5、尊親の北海道対策と決断

この難局にあたり、興復社の会議が持たれ、北海道への事業経営が議題となった。尊親は決断していた。その理由を「この際思い切って方向変換を行い、時代に即応した事業に手を染める方が懸命であると考え、その具体化が北海道開拓となった。この開拓を報徳事業の近代的形式であると考え、この開拓こそが報徳思想を今日に生かすことにある」（加藤俊次郎）と述べている。

尊親は「当時内地の有様如何と云うに、土地は月に開け人口は年に増し、中産以下の農民に至っては日に益々土地を得るのは困難を来し、荒蕪を開墾せんとするも、最良良土なしという有様である。然るに北海道は人稀に、土地肥え、軍事上に在つては北門の鎖鑰（さやく）外敵を防ぐ要地」という。経済上に在りては、我国の府庫と云ひ、大に為すべきの地である。社業を移して此の地を開拓するのは、今日に処する最良の方策である」と北海道開拓の考えを述べ、議題は同意を得て決定した。

尊親は新天地・北海道のことを大変良く研究し、さまざまな事を知りつくしていた。農民の自立に必要な土地を、どのようにして手にいれたら良いか、北海道の土地制度を調べていた。それと、二宮家と北海道のことを思い浮かべていたのかも知れない。祖父尊徳の時、幕府より、北海道開拓の要請があつたが、この時は実現しなかった。尊徳の亡き後、再度の要請があり、相馬藩は尊徳の門弟であつた新妻助惣などを北海道へ派遣した。彼らは、函館付近の開拓を推し進めた。北海道における報徳仕法の先駆けであつた。函館の開拓で実績を残し、今市では父尊行の下で働いていた大友亀太郎は、札幌発展のもとになる石狩で「御手作場（おてさくば）」幕府の開墾地「造りを命ぜられ、これを成功に導いた。

一八八六（明治十九）年に公布された「北海道土地払下規則」がある。この規則によれば十年以内の期限で無償貸与と一人十万坪以内、十年以内の貸付期間で毎年成功検査を受け、成功後は千坪一円で払い下げ、その後、二十年間は地租が免除される。明治二十一年、道庁が十勝に於ける殖民

地の概測調査をした結果、「恰（あたか）も馬を養い、羊を牧するには適し、肥沃な土地である」と評した。また、先祖代々の土地と別れ、厳寒の地で生活するにはどうするか、それをどう支援したらよいか等については、道庁が発行していた「北海道移住案内（明治二十四年）」、「北海道移住者の心得」、「北海道土地私下規則」、屯田制などを、良く調べていた。

※ 屯田兵に対する給与（明治七年）「太政官公文録」項目と給与内容について、

移住支度料、旅行日当、駄賃、家宅（木造家屋 十七坪五合等）、耕地（五千坪、のち一万坪）、家財（鍋大・小二個、鎌一個、梶三つ組三人前、手桶一荷、小桶三つ組一具、担桶一荷、夜具）、農具（鍬大小各一挺、砥 荒砥・中砥各一、山刀一挺、鑢一挺、鋤一挺、鋸一挺、鎌 柴刈り・草刈各一挺、薙十枚）、扶助米及び塩菜料、埋葬料が支給された。

※ 明治二十六年十二月 北海道庁内務部植民課が「北海道移住費概算」というパンフレットを作成。これによれば、一戸四人（大人二人、老人・幼児二人）の移住者が、渡航後一年間の生活費を含めて北海道移住に要する総費用は、家屋十八円三十二銭、家具八円六十二銭、食糧五十三円六十五銭五厘、農具二十二円五十一銭の計百三円十銭五厘と計算されている。

Ⅲ 新天地を求め北海道へ

1、土地の選定

会議の決定に従い、尊親は新天地への実地調査に乗り出した。尊親は札幌に向かい、北海道庁を訪ね、開拓の状況について聞いて驚いた。石狩地方での開拓を考えていたが、土族などの団体や屯田兵が多数入植し、もはや良地はないとのことで、空知地方へ足を伸ばして視察したが、やはり良地は見当たらなかった。まだ、未開であるが、肥沃な土地として富良野原野を紹介されたが、検討の結果、交通面が不便であるとあきらめ、札幌から再び苫小牧まで汽車で戻り、そこから、徒歩で日高海岸を経由して、十勝へ向った。十勝開拓の玄関口、大津で宿泊した時、十勝のことを良く知っているアイヌの若者トカンを紹介され、翌日、彼の案内で未開の地であるウシシユベツ原野の一面にたどり着いた。

アイヌ語で、ウシシユベツとは、「いつも山裾を流れる川」の意味と「鹿のあしあとの多い川」を表すものといわれ、漢字で牛首別と表記された。

この土地選定に関する道程のなかで、一部の書物に尊親が、晩成社の依田勉三の下を訪れ、喜び、語り合ったという劇的な記述が見られるが、その事実を見いだすことはできない。勉三の「日記」によれば、この頃、仕事の関係で函館を中心に生活をしていただようである。明治二十九年五月三十一日函館を出港し、六月二日に広尾に到着している。この後一ヵ月程十勝に留まり、明治二十九年七月七日に大津か広尾から出港し、翌日には函館に入港。翌年の三月まで函館に滞在し、大津に戻ってきた。

トカンに続き、鬱蒼としたウシシユベツ原野の雑木林をぐぐり抜けると、その先について「豊頃

町史」では、ここで彼らは明治二十六年から下牛首別に入地していた富山県人の一人中川勇作の家を訪ねあてた。中川勇作の家は現在（昭和四十六年）の渡辺商店のあたりで、松本与譲・神垣徳之助・神垣嘉太郎・港三平などが入っていた。中川に逢った後、神垣徳之助の家で休み、さらに進んだ。とある。彼らの多くは無願（公的な手続きをしていない）の単独移住者と思われ、その数は七、八名ほどであった。さらに奥地に進むと小高い丘が見えてきたので一気に駆け上り、持参した双眼鏡で四界を一望すると、三方が丘陵に囲まれ、麓に川が流れている。尊親は思わず、これこそ探し求めていた理想の地であると満足し下山した。明治二十九年七月二十九日の出来事であった。地元では、この日を「探見記念日」として当時を偲び、報徳訓の朗唱から始まり、尊親先生の法要を合わせて執り行っている。今年で百十三回を迎えた歴史と伝統の行事である。

尊親の理想の土地像とは、一、大原野の中央ではなく、丘か山に接近している 二、土地が肥沃で水害のないところ 三、運輸交通の便利なところの三条件と都会に近い農村を避け、都市の空気にまどわされないとこであった。

2、尊親の入植計画

尊親は再び、札幌に戻り、ウシシユベツ原野の土地払下（四〇三万坪）の申請と事業計画書などを道庁に提出し、直ちに大農場の視察に出かけた。明治二十九年、尊親の「北海道各農場視察誌」（報徳博物館所蔵）によれば、これからの農場経営を考えるため上川、空知地方にある雨竜菊亭

（深川村）、高島（奈井江村）、松平（近文）、蜂須賀（雨竜村）の各大農場と永山屯田村を見聞し、相馬に向かった。

明治三十一年許可された事業計画では、左記のようになっている。

起業地積配当程度表

（項目）	年 度	明治三十	明治三十一	明治三十二	明治三十三	明治三十四
戸数（戸）		二十	四十	五十	五十	三十五
畑 地		四八〇〇〇	一五六〇〇〇	二八二〇〇〇	三七八〇〇〇	四〇五〇〇〇
その他		四一五九三	三九八〇〇	五四一〇〇	五八〇〇〇	四八二五〇
合 計		八九五九三	一九五八〇〇	三三六一〇〇	四三六〇〇〇	四五三二五〇
年 度	明治三十五	明治三十六	明治三十七	明治三十八	明治三十九	合 計
戸数（戸）	三十五	二十二	一	一	一	二五二
畑 地	四三八〇〇〇	四三三三〇〇	三二五五〇〇	二七七八〇〇	二八一四〇〇	三〇二四〇〇〇
その他	六七九〇〇	七一六七五	六一七二五	五九二五〇	五〇三二四三	一〇〇六四三六
合 計	五〇五九〇〇	五〇三九七五	三八七二二五	三三七〇五〇	七八四六四三	四〇三〇四三六

（単位：坪）

※ その他とは宅地、薪炭林、排水溝、道路などである。

この事業計画の主な内容は十年計画で構成され、戸数は明治三十年～明治三十七年の七年間で二

百五十二戸を移住させ、四〇三万坪の開拓と、畑地の開墾は三〇二万坪を計画していた。

3、移住民規約の作成

移住に先立ち、一八九六（明治二十九）年十月に移住民規約を作成した。移住民と興復社の契約で、その主な内容は次のようなものである。

第一条 本社の殖地に移住し農業に従事せんと望むものには一戸に付原野五町歩を配当し内五反歩は風防薪炭林に同三反歩は宅地に同二反歩は排水畦畔等の除地と見做し残四町歩は貸下年限中四カ年以上六カ年以内に於いて墾成せしむるものとす

第二条 前条を皆墾成し報徳金を完納の義務を終了したるものへは配当地全部の所有権を譲与す

第十条 開墾料は反別に応じ給与すと雖も平均一反歩に付金三円を標準とす

第十二条 本事業費の償還を目的とし報徳金と称し開墾地一反歩に付三年目より二カ年間は金五拾錢以後十三カ年間は金七拾錢の割を以て向十五カ年間徴収するものとす

・第一条より第十二条までに、一番重要なことが明記されている。一戸の配当面積、配当地の譲与そして義務である報徳金（小作料）を完納すると土地が譲与され、十八年目には念願の独立が叶うことが、約束されている。十五年間支払う報徳金も道内では安価な小作料であった。

第十六条 移住民十戸を以つて一の組合となし其組合中は特に規約を定め吉凶相扶助し又諸般の行為上互いに切磋講究して他の組合に耻（はじ）さらんことを務めへし

第十七条 毎組合に一名の什長を置き 第十八条 什長の命免は本社長之を行うものとす

・十戸で一つの組合を構成し、内部に相互扶助、協同組合的な傾向を取り入れ、一方では他組合との競い合い、互いに発展することを願っていたが、これに対応する精神力も求められている。また、興復社の指導のもと、システムの行動ができるよう考慮されている。

第六条 移住民へは移住の日より向ふ六カ月間左の割合を以て食料を給与す

一 十五才以上六十才以下の者一人一日に付雑穀代及塩菜料共金四錢

第七条 小屋掛は木材萱（かや）其他移住民自身労力の為し得へきのは自弁とし本社より給与するものは下の種類とす 中間縄 四丸 板 六坪 莫蔭 拾枚 釘 四百匁

第八条 移住初年に限り墾成反別に応じ種子料として一反歩に付金三拾錢の割を以て給与す

第九条 農具は唐鋤、平鋤、鎌、山刀、鋸、斧其他小道具類は可也移住民各自携帯するものとす 本社より給与するものは左の種類とす

レーキ 二挺 篩（ふるい）三個 ホー 二挺 臼 一個 砥（といし）

荒中 二挺 碓（うす）一個 箕（み）二個 薙（むしろ）三拾枚 計 八点

第十一条 道路橋梁（きょうりょう）排水等の新設工事は本社に於て之れを開設すへし

・これが移住民への支援体制である。屯田制と比較すると、差は見られる。その代わり第十一条にある重要な工事などを、社が行うなど、移住民のためにさまざまなことが考えられている。

また、給与の渡し方については、会社が現金交付することになっていたが、入植時の移住民にとつ

て、日常品を大津で購入することは、時間的に大変な損失であり、社は事務所での買い入れを可能にし便宜を図り、柔軟に対応をした。

※ この規約に基づき、興復社が支給した食料の給与は明治三十年は四百十六円七十八銭、明治三十一年六百五十円四十四銭、明治三十二年六百八十五円三十銭、明治三十三年八百五十六円四銭、明治三十四年二百七十円八十四銭、明治三十五年二百八十六円二十銭と六年間で三千六百六十五円六十銭となっている。

第九条にある農具に関しても、明治三十年～明治三十五年の給与は次のようになっている。

- 一、レーキ 三百二十挺、一、ホー 三百十二挺、一、篩（ふるい） 四百八十個、
- 一、臼 一六〇個、一、砥（といし） 三百二十個、一、箕 三百二十個、
- 一、碓（うす） 一六〇個、一、薙（むしろ） 四千八百枚が約束通り支給されている。

この外、規約に従い支給されているものを合計すると膨大な金額になる。これを尊親は移住民のため投資した。

4、明治二十九年興復社の総会

総会には 相馬順胤（ありたね）、志賀直道、大槻吉直、二宮尊親、小倉精宗、吉田義重など十二名の社員が出席した。総会での主な内容は規則の改正にあった。その一点目は、社員の範囲で、従来の指導層の社員と興復社を利用する社員に分けた。二点目は、各地に誕生した報徳社と同様に相互扶助、協同組合的な色彩を強めた。三点目は、第十一章 特別事業 第六十三条 時宜に依り

会議の議決を経て特に難村舊（旧）復又は拓地殖民等の事業を行うことと、その当該施行地域に出張所を設ける。興復社の十勝開拓は、これに該当し、移住と同時に興復社出張所が設けられた。四点目は、興復社の資金を ・土台金 ・加入金 ・善種金 ・報徳金の四種類とした。この考えは牛首別報徳会にも継続されている。

この総会を経て、尊親は動き出した。尊親は移住に際し、精緻に準備をした。まず取りかかったのは移住地での仮事務所と住居の建築準備であった。明治三十年二月下旬の頃、二宮に小屋掛けの板材を挽く、木挽きを送り込んだ。

移住者成績調査（明治三十九年）によれば、「明治三十年三月社長二宮尊親、社員大槻太郎、吉田義重は、雇員二名、人夫四名を伴い郷里を出発し、大津港に上陸して現地に入り、直ちに興復社事務所を設けて、食糧その他の種々なる準備をなして、社員を福島県相馬地方に派遣して移民を募集した」とある。また明治三十年三月四日付けの「依田勉三の日記」によれば、函館で尊親に面話とある。

5、明治三十年四月八日の入植とそのコース

尊親に関する古い記述に「北海道殖民状況報文十勝国支部（明治三十三年三月 北海道庁殖民部）」がある。これによれば、ウシシユベツ原野、興復社の項目があり、当社は……明治三十年二十戸を磐木国より募移し翌三十一年亦四十戸を移住せしむ……社長尊親は家族を率て移住し直接農場の

管理に当り……と簡単な入植の経緯と興復社のことが紹介されている。

明治三十七年起稿の興復社沿革（興復社事務所）によれば「相馬地方より之を募集し社員之を率いて移住せしむ之れ即ち第一期移民なり」とある。それでは、誰が引率したのか、この社員とは小倉精宗を指している場合が多いが、引率したのは社員であつて、必ずしも、小倉とはいえない。小倉引率の記述は昭和九年頃に登場するが、注目されるようになったのは、戦後のように思われる。尊親が明治三十年三月四日、函館にいたことを考えれば、大津で尊親と相馬からの十二名が合流し、尊親の引率の下、ウシシュベツに入ったとも考えられる。

言えることは、明治三十年二月下旬から四月八日入植までの一連の動きのなかで、見えてくるのは、尊親が計画し、自ら行動の先頭に立ち、総てを尊親の指導の下、展開して行ったことである。

※ 第一期入植（明治三十年）のコースは左記のようになる。

・相馬　↳　岩沼　↳　青森　↳　函館　↳　大津　↳　茂岩　↳　ウシシュベツ

相馬：三月に出発。△の屋号に北海道興復社移住民と名前の入った旗の下、社員が移住民を率いて出発。徒歩で岩沼（宮城県）駅へ。岩沼で翌日の未明に汽車にのり、青森へ。青森には深夜到着し、青函連絡船に乗船し、函館に。函館では時化（しけ）のため、四日間（武野侃の資料では十四日間）滞留。函館市内を見学したが、予定外の支出となる。夕方、定期船「末広丸」に乗船。大津に向かうが、襟裳岬付近で難航。船酔いのひどい状態で大津に。大津の移住民宿舎で静養し、四月八日に大津〜茂岩間（大津街道）五里の道を男は徒歩で、女は丸木舟三艘に乗り、茂岩で合流する。

この地点に歓迎の意を込め先住者神垣兄弟が出迎えた。全員でウシシュベツを目指し力強く歩みはじめた。

6、相馬市門外不出の資料 ― 登場 ―

二〇〇九（平成二十一）年九月十日、相馬市歴史民俗資料館を訪れ、館が所蔵する「開墾料下渡願書綴」「官庁願届綴」「移民給与金品下附台帳」など十五冊（綴）を相馬市の配慮により、門外不出とされていた貴重な資料を借りることができた。

この資料より最初に確認をしたかったことは、明治三十年の移住戸数とその移住民たちの名前であり、開墾の拡大状況であった。これに対応できる資料として「開墾料下渡願書綴」（明治三十年〜明治四十一年）に目を通した。これは移住民規約第一条、第十条に基づいて作成されたもので、個人の開墾状況とそれに伴う給与金の支払いを記録した書類の綴りである。この綴りによると明治三十年四月〜同年六月三十日までウシシュベツに移住し、給与金の支払を受けた戸数は十



興復社、豊頃に関する資料（相馬市歴史民俗資料館所蔵）

九で次の名前が記されている。

〈第一期 移住者名簿〉 十九戸

武野 侃 岡和田勝衛 佐藤留七 原良助 武田右馬之助 渡部由蔵 木幡昌正 玉置政雄
木幡吾助 田中佐吉 木幡正清 木幡正太郎 軍司光信 *岡元金松 *松本與丞 *港 三平
*神垣万右衛門 *神垣嘉太郎 *神垣徳之助へ*先住者

神垣氏を中心とする先住者の多さが目に付く反面相馬からの移住は厳しかったようである。それは募集の問題と北海道に対する誤解、偏見にあったように思われる。

明治三十年四月、同年六月、十九戸が切り開いた面積は二十六町歩で、そのうち二戸は二町歩を超える開墾をしている。四町歩の開墾期間は六カ年内で、神垣徳之助は二カ年、軍司光信は三カ年で終えている。このように短期間で終了している家には馬とプラウ（土を掘り起こす農具）が用意されていたように思われる。多くの家でも四、五年で開墾は終了している。また明治三十五年までに移住した一六〇戸の名前を見つけた。これらの数字に関しては興復社の一覽に合致している。

今回、資料の一片を紹介することができたが、残されている資料は膨大であり、それだけに何が飛び出してくるか楽しみであり、今後の研究の成果が期待される。

※ 明治三十年四月八日入植したのは、相馬よりやってきた十二戸と合流した先住者六戸の十八戸で、これに四月九日、六月三十日に相馬から移住した一戸の十九戸が、第一期（明治三十年）の入植となる。

※ この綴りの年度と給与金渡方手続きについて 開墾料は毎年六月までに墾成したる反別に対し実地検査

の上現金払い渡しとある。

7、入植直後の事業開始と生活状況

入植直後の艱難辛苦の時代のことを書き残した貴重な資料が断片的に残されている。これらを見てみると次のようなことが伝えられている。

・到着後は先住者の小屋に合居し、共同生活がはじまった。配当地が分配され、ここより通って各自が小屋を作り開墾、伐木、道路開設、排水、小屋作り等をおこなった。尊親先生はじめ鋤をとり斧を振るって工事を手伝い、数十日にして萱ぶきの事務所をつくった。尊親はこの小屋に数年にわたり泊りこみ、現地から直接指導した。事務所（出張所）は現在の二宮構造改善センター付近にあった。

・日用品の買入は七里離れた大津に行く。数十日間入浴することもできない程であった。従って食物も何れも満足なもの一つとして得られず、ご飯と味噌を嘗（な）める位でその日を送っていた。

（土地配当）



興復社ウシシュベツ出張所

・土地は事務所で抽籤（ちゅうせん）し配当。土地は川の両岸がだいたい肥沃であり、山の麓は瘠（や）せた土地が多かったので、調整し、新たに区割りを定めるなど非常に手数を要したが、常に公平な配当の地区割りに努めた。

（開墾の状況）

・農場地は肥沃であったが、湿地が非常に多く、湿地八分、乾燥地二分の割合で、「谷地坊主」と称する塊りが突出し、夏季になると茅草が茂り、それが七〇八尺に成長している。（十勝原野の特徴でもある。）そのため、この湿地の排水工事は最も急を要することであり、難工事であったが、社では手配し、毎年六〇七〇〇間を開削し、移住民も自ら進んで余暇には配当地内に細水排水を敷設し、前後三年足らずで大部分の工事を終了した。

・社の指導のもとに樹林を伐採、これを時には焼き払い、或いは川に出して大水を利用して流し出した。湿地は第一に火を付け草を焼き払い、坊主を切り取った後は唐鍬一挺で、耕して開いたが、その辛苦は実にたえようがなかった。これが一般的な取り組みであったが、茂岩の田口農場では米国よりデスクハローを購入して耕作経営を行っていた。我が農場では第二期よりこの例にならない馬耕器をもって耕した。

（家屋）

・移住民到着後の第一の仕事は家屋の建築であった。俗に言う拝み



入植直後の住居

小屋を建てて間に合わせ、秋になって漸（ようやく）く掘つ立て小屋を建てた。材料は有り合わせの自然物の利用で家屋も壁も皆近くに生い茂っている野原から刈集めた藁（わら）でなし、柱には太い木を使い、棟や梁（はり）や桁などは社から給与された縄や葡萄の蔓（つる）で結ぶのであった。

・大きさも二間に三間位のもので、柱にした柳は皮もとらなかったで、春には若葉をだしたという。室は只一つ、寝室に当てたところに木挽きの挽いた板をひき詰めただけ、窓は穴をあけ一つか二つ作られたが、壁の草を切り取っただけで、夜になると板切れや、藁を下げた。入口も藁を吊り下げただけ、昼はこれを巻き上げ、開け放し、夜になると下ろすだけという具合であった。夏は蒸し暑く、夜はぶよや蚊群の襲撃に苦しめられた。冬は寒風と夜具に一〇二寸雪が積もっていることも、再三であった。

（食べ物）

・移住当時の食べ物は稲黍（いねきび）と馬鈴薯が主食であった。移住前は白米に慣れていたの

（道路と買物）

・道路は開削されたが、ぬかって通行できず、それで川渚の乾燥したところを沿って歩いた。買物は大津に、朝は一〇二時から出かけ、明治二十五年〇明治二十六年囚人が工事をしたので、まだ、完成後間もないときであり、大きな玉石ばかりで歩きにくかった。買物物はカマスに入

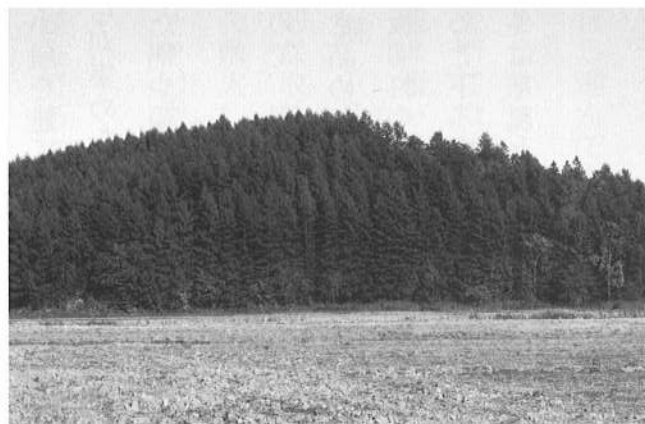
れ背負い、晩に帰着した。

この艱難辛苦に耐えぬくことができたのは、もちろん土地を手にするという経済的な要求とそれを支える精神的な強さ、尊親の指導する報徳の実践にあった。この両者の絆が、北海道開拓における稀に成功した物語につながった。

入植早々の厳しさを経験している晩成社の幹部渡辺勝が、明治三十年五月に二宮を訪れ、「私も初めの内辛く困り切った時一つの鍋で食べ物と豚と分けて食ったものです」と激励の言葉を贈ったという（楡）。一八九七（明治三十）年七月に例会（芋コジ）が始まる。例会のために書き上げた尊親常会講話草稿によれば、第一回のテーマは「報徳の大意」となっている。

8、神社の創立——報徳二宮神社——

二宮神社の成立については、初期の入植者の様々な思いにより、二宮神社遥拝所と記した遥拝塔（標木）を丸山に建立したと、各種の史料にはあるが、肝心の創立年代については記載されていない。ただ牛首別報徳会六十年史では明治三十年十一月十四日とある。この年（明治三十年）、尊親は、今市町にて、今市報徳二宮神社の鎮座祭に参列し、奉文をよみあげている。



二宮地区のシンボル丸山

明治三十五年社殿造営を決議。その内容は酒宴の費用を節約し、年に十銭を積み立て造営費にあてるとした。大正五年〜大正九年に山を切り崩し、地均し、用材、岩石運びなどを、すべて移住民の労働奉仕でなされ大正九年に完成。同年、栃木県報徳二宮神社より、創立〈分神・二宮尊徳命〉が許可される。中村の大槻吉直より二宮尊徳の紋付羽織が寄贈・奉納された。尊親が明治二十九年に登り、報徳二宮神社が設けられた丸山は二宮のシンボルである。

9、尊親宅の建築と家族

明治三十一年二宮地区の人々は、茂岩に社長宅を建築するため木材を運んだ。その方法は小川・大川の奥から切り出した木材を川に流し、縄で結び、大勢で引っ張って行った。途中一泊し、次の日朝橋付近で陸に上げ、大きな木でも担いで行ったとある（我が郷土二宮）。この頃建築されたものと思う。この家の建坪は三十坪で、周囲は広く、畑地で野菜などの自給が可能であったが、時には、熊も顔を出したとか。

二宮四郎氏の回顧によれば、「相馬引揚げ時の家族は、祖母、父、母、長男徳、長女ウタ、次女キヨ、三女スミ、三男三郎、四女キンの九人でした。教育の関係から二世帯にして、長男以下三男三郎までは札幌に、乳飲み子のキンと親子三人で茂岩に居を構えた」と述べている。しかし、スミとキンは茂岩小学校を卒業している。明治三十三年豊頃にて四郎が誕生。四郎も茂岩小学校に在学した可能性はある。

尊親の明治三十二年三月の講話草稿に“告別の辞”というのがある。相馬の有志による送別の宴に際し、一戸を廃すより万戸の再興することにあると。祖父尊徳が桜町への出立時の例えを紹介し、決意を表している。この年、第三期の移住民は三十八戸、明治三十三年の第四期移住民は四十戸と着実に伸びてきた。続いて、第五期移住民十四戸、第六期移住民十六戸と合計百六十戸が移住。尊親は第七期までの移住を考えていたが、この年（明治三十六年）は、大洪水のため中止となった。当時、内地（本州）の人たちには、北海道に対して偏見と誤解があつた。あそこは罪人が流された島である。寒くて人が住めるようなところではない。悪いこともしていないのに、そんな遠いところまでいなくても、また、尊親の話を聞き、考えて北海道に渡ろうとしても家族に反対された。しかし、入植地の事情が手紙などで成功し始めていることを知ると希望者も殺到した。明治三十四年には興復社の本社を北海道豊頃に移し、出張所の名称を廃すと興復社沿革にある。豊頃は名実ともに興復社の中心地となったのである。

10、組合規約の作成

明治三十一年一月、尊親は第一期の入植状況に満足せず、自ら相馬・双葉地方に出向き、第二期の募集へ乗り出し、第二期の移住は三十三戸と増えた。この年の六月 移住民規約第十六条に基づき、移住民一同が協議して、組合規約を制定し、事務所の認可を得た。主な組合規約に次のようなものがある。

第 六 組内心得違いのあるときは互に切磋忠告し：

第 七 毎戸に析（せき・しゃく）を設け平時は朝起に之を打ち：

第 八 左に掲ぐる事項は組人夫を以つて春秋二期又は臨時に出役（しゅつえき）する者とす

一 官設排水溝道路橋梁の修理 二 社設右同 三 公設右同 四 仮道橋修繕

五 川浚（さらい） 六 野焼

第十一 毎月二十日は例会なるを以て午後より休業参会し諸般の協議及び講究をなすへし

第十三 婚礼には近親及両隣の外客を招くへからず配膳其他総て分限外の虚礼をなすへかす

第十四 葬式には組内一同信切に相集へ、此時の賄（まかない）は酒を禁し一汁一菜とす

第十五 仏事には縁故者の外漫（みだ）りに客を招くへからず但し飲酒を禁す

第十六 漫りに名を設け会飲又は無益の雑話に農事を妨くへからず

第十七 諸上納金勘定は故なく遅滞させぬ様平素心掛くへし

第十八 組内は一家の如く和親し他の組合とも交誼を厚うし互に誠実を尽くすへし

第二十一 集会出役には時刻を違ふへからず事故あり遅延又は欠勤するものは事由を届出へし

第二十二 文字あるものは毎年一家歳入歳出耕作反別收穫調等を調製し置くへし

第二十三 賭勝負又は諸興行は一切厳禁すへし

目的達成に向けての、組合の相互扶助、協同組合的な考えと時には、互に競い合い、怠惰、遊びを戒め、堅実な生活を送ることを組合員が決めた。独立に向けての厳しいルールである。

11、興復社の誇るべき特徴と組織

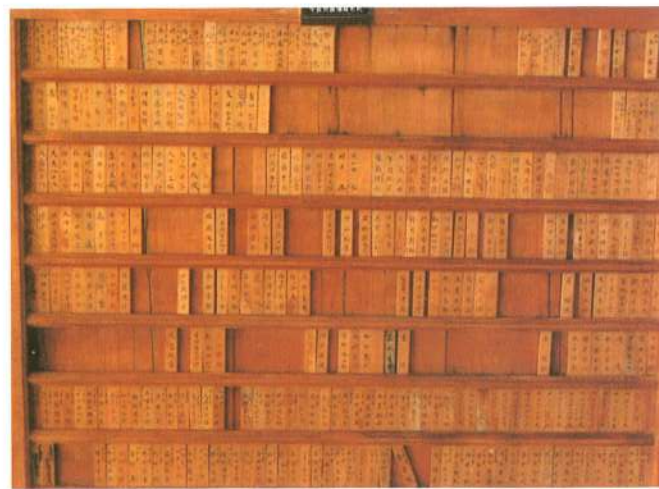
ア、例会（芋コジ）と心田開発

興復社の特徴ある取組みに例会がある。これは芋コジとも呼ばれ、毎月二十日（尊徳の命日）に、おこなわれているが、移住民間の協議で決めた。芋コジは祖父尊徳が実施していた。

※ 組合規約 第十一 毎月二十日は例会なるを以て午後より休業参会し諸般の協議及び講究をなすへし

芋コジとは、水の張った桶の中に、泥の付いた芋を入れ、二本の木の棒を用いてかき混ぜると、芋がきれいになる。きれいになった芋と同じように、皆で協議し、ところを一つにして、何かをなしていく。このことに、由来している。

この場で、尊親は困難な開墾に立ち向かい、逃げたくなる農民に、闘う力を維持、高めさせるために講話を行った。心田開発である。尊親はこのことを特に大切にしていた。また農民の相談にも応じ、一年に一度、力農篤行者（とっこうしゃ）の表彰を行った。表彰された者は、模範者として上席の座に位置した。尊親は「如何に農業に丹誠なるも平素の心掛け宜しからざるものは決して力農篤行者というべからず、力農篤行者とは平素の心掛け



興復社（ウシシュバツ）農場職員名札

善く且つ農業に丹誠なるものを言う」と述べている。この表彰に際し、民主的な選挙による単記記名投票を採用し、最高投票より順に三名（後五名に改める）を当選者とした。当選者には一票に付金二十五銭の賞金額を定めこれに報徳訓、鎌、ホーなどを与えた。選挙人には被選挙人の身元引受人の義務を課した。この例会は、いかなる時も一分も遅れることなく、定時に開催された。

興復社の一覧では、例会を集会と称し、明治三十年五月より開始とある。明治四十年まで毎月開催され、その回数は、百十六回で出席者は延べ一万千六百七十五人となっている。この例会の出欠席がわかるように名札が掲示され、この立て札の下段に表彰者（力農篤行者）の名札もかかっていた。物事を厳格に取組む尊親の姿勢が見えてくる。

イ、災害対策

明治三十五年（明治三十六年は興復社と移住民にとっては大変な年であった。明治三十五年は気候不順のため作物は稔らず、近年稀に見る不良作であった。このため食料の欠乏に陥り、興復社は米麦を貸出し救済に乗り出し、移住民の飢餓的状态を救った。明治三十六年は収穫を楽しみにしていたが、突然の大洪水に作物、家までが流出する大災害となった。この時の状況を、「開拓九十年誌（桜井壽男著）」で、次のように述べている。

「九月二十二日の早朝から降り出した雨は、翌二十三日は豪雨となり未曾有の大洪水となった。たちまち床上三尺余にも達し、入植以来初めて遭遇した大洪水のため、その狼狽ぶりが痛く想像される。洪水は地上のあらゆる物を押し流した。家族も屋根裏の梁の上に避難したが、家庭用品その

他大事な家具類もほとんど泥水をかぶり、その惨状は言語を絶するものであった。濁流に家財は流出、馬も悲鳴を上げて流れていく姿にただ呆然とした。一年間の汗の結晶である農作物の収穫はことごとく水泡に帰し、文字どおり皆無となった。大川の女性が避難中に死亡した。ほとんどの家が飲料水を河水に依存し飲料不能となる。冬を迎えての薪が流出し途方に暮れた」。

このため、再び食料不足を来す者が多く、本社は再度の支援に至った。この時、故郷相馬など東北地方より心温かい支援金八百五十二円余が寄せられ、被災民を勇気づけたという。

また、明治三十六年の大水害では本社は報徳金を延期し、資金を無利息、年賦にして貸与した。この金額は千二百四十七円八十三銭五厘に達した。更に道路工事の請負を計画し、現金収入の道を保障し、移住民を救済した。社員一同も応分の資金を出し合い米、麦、雑穀を買い入れ、被害者一同を救助。この非常なる災害のため、第七期移住者を迎え入れることができなかった。

翌明治三十七年は幸いにして比類なき豊穰となり、前二カ年の疲弊を回復したとある。その後、尊親はこのような時に対応できる、共同貯蓄の必要を感じ、共同の貯蓄制度を作りあげた。また、明治三十八年の東北地方での凶作に義捐金募集を行い、移住民一同も深く感ずる所あり応分の醵金（きよきん）と寄附をし、一昨年の恩義に報いたという。

興復社の誇るべき特徴の一つにこのような罹災救恤（りさいきゅうじゅつ）がある。これは火災、水害、地震などの災害で困っている時の救済策である。明治三十五年〜明治三十六年の災害の時に、この救済策は大いに役立ったが、日常的にも力を発揮している。例えば、本社は移住民が罹災に遭

った時、被害の程度に依り、救済金を給与する。火災の時、移住民はその組合一同より、稲黍半俵、組外一般より金二十銭を助成した。火災、事故により農事の難しい者には、その組合より労働人夫を以って助成するのが、慣例となつているなど、他の農場には見られない、救助体制がきめ細かく網羅されている。この体制は信頼に基づくものであり、これにより、あの厳しい開拓との闘いを可能にさせた。非常時には尊親が自ら先頭にたち、激励し、指導した。移住民の尊親に対する尊敬と信頼は絶大なものであった。

12、牛首別報徳会の成立 ― 報徳精神を永遠に ―

明治三十五年牛首別報徳会が成立した。牛首別報徳会設立趣意書（創立人原良輔外百三十七名）には「……報徳会を起こして規則を定め、一は吾人の幸福を進め、一は本社の恩顧に答ふる」と。規則の第一章組織の目的 第一条「本会は二宮尊徳先生の遺法を遵奉し、興復社の監督の下に興復の事業を立て各自の永安を図るを目的となす」と記され、この目的のため、一致協同して遵守すべき事項として第七条には、一、諸般の恩徳に報いるに我が徳行を以つてする 二、克く勤に克く儉にして分度を守り家政を確立する 三、余財を推譲して公益を起こし善行を立つ。それに



興復社農場の境界を示す標識

続く会員の心得として第九条に「入会後は日課索綱（さくとう…縄を作る）積立として毎月金五銭以上を加入金に差出し、勤儉の余財を善種金に寄付すべしとある。このように、牛首別報徳会は移住民の發議に基き、自主的に自治独立を目指し、組織され、報徳精神の継続を互いに確認したものである。

興復社と牛首別報徳会の関係を「興復社は、報徳仕法を実施する結社である。牛首別報徳会もまた報徳の道を実践する団体である。成員からいえば、興復社員と牛首別報徳会員は重ならない。牛首別報徳会員は興復社移民であつても、興復社員ではない。興復社員は移民を指導し、社の業務事務を掌る。…ここでは内側から、（移民団は）自発的、自治的に協同団結したのである」と歴史家の榎本守恵は述べている。興復社と牛首別報徳会とは立場が基本的に異なるが、報徳思想をもつて開拓事業を行う点では一致していたのである。この関係を牛首別報徳会規則からみれば、第四十条に「会議の議決はその都度、興復社に報告し認可を受け」、移住民組合規約第十八条には「什長の命免は本社長之を行う」とある。

興復社の指導のもとに牛首別報徳会は順調に発展を遂げ、次第に興復社の機能を果すことが、できまるまでになつてきた。例えば、興復社が行つていた力農篤行表彰の制度は大正二年になると牛首別報徳会が実施している。二宮農場のすう勢は、牛首別報徳会に移行し始めたといえる。

昭和十一年社団法人化された牛首別報徳会定款によれば、第二条「二宮尊徳先生の遺教を遵奉し報徳の事業を行うことを目的とす」とあり、その事業の一つに「地方自治の改善発達の援助をなす」

とある。当時、政府は地方改良運動を展開し、この動きに全国の報徳運動が全面的な協力をしていった。この影響が定款から感じられる。

※興復社の一覽に集会という用語がある。組合規約では例会であり、二十日に午後を休みにして行う、それが明治三十五年の牛首別報徳会の規則では毎月二十日集会ありとなり、昭和十一年の牛首別報徳会の定款では常会は毎月一回以上之を開きとある。微妙に内容が変化してきた。

各地に誕生した報徳会は何回かの組織編制がなされ、大日本報徳会の傘下に入つていったが、牛首別報徳会は自主独立の道を歩んできた。勿論、大日本報徳会とは報徳の道を歩む立場は同じであり、協力関係にはある。このように独立の道を貫いているのは、尊徳、富田高慶、尊親に指導を受けた歴史とその由緒の正しさにあるものと思われる。

この他に、移住民の選考、報徳会の基本的な考え、事業の成績、尊親の農場論については、後述する「尊親の理念と実践報告」を参照にして欲しい。

この頃、依田勉三が天津の生花苗（おいかまない）事業所への往来の途中、尊親宅に立ち寄り、泊つたりし交流している。明治三十七年七月に、関寛斎は、二宮農場を訪れ、報徳精神に基づく、理想の農場経営について、尊親と語っている。尊親、勉三、寛斎の三者に共通することは、十勝の開拓に自ら取り組み、報徳を信じ、それを実践したことにある。

※関寛斎、明治三十五年七十三歳の時、徳島から陸別に移住。千葉県生まれ、長崎で蘭学を学び、戊辰戦争に医者として活躍。徳富蘆花の「みみずのたわごと」に紹介され、報徳の影響を受け、理想的な農場を目

指し、積善社を結成したが、四男又一との経営をめぐる対立が表面化し、後に自害す。

13、尊親の理念と実践報告

尊親は一九〇五（明治三十八）年二月二十二日に、「興復社の事業について」と題し、内務省の官僚を相手に講演を行っている。聴衆者のなかには、日本の政界で後に活躍する井上友人（後に東京知事）、水野錬太郎（後に内務・文部大臣）等の姿がみられた。尊親は祖父尊徳、父尊行の功績を想い浮かべながら、ウシシュベツでの実践報告をした。この講演の主な内容を紹介すると次記のようになる。また、関連する項目に ※〈参考〉を付け、補足している。

ア、移住民の選考方法

・貧民救助であるが、貧民なら何でもよいものではない。土地を拓き、独立するものであるから、成業の見込みないものは致し方ない。故に、移民の資格を定めたのである。

- (一) 身体強状にして、三年以上農業に従事したもの
- (二) 二十才以上の男子にして二名以上の労働者があるもの
- (三) 品行方正にして重軽罪の処刑を受けたことのないもの
- (四) 責任ある身元引き受け人のあるもの
- (五) 一人につき十五円以上の携帯金ある者、但し三才未満はこの限りにあらず
- (六) 渡航旅費並に携帯品運搬費共凡て自弁し得べきもの

この六カ条を具備したものを合格者とす。

第一第二は事業をなすための体力。第三第四は徳義に関すること。第五第六は資産に関すること。これらが必要の条件となる。ただ第五第六の規定は少し異例である。他を見れば、携帯金の積み立てはなく、渡航費は大方給与又は貸付の便利をあたえるが、この規定を設けたため、最初は少なからず不便を感じたが、このために試み半分に来る者は幾分か避けられ、自分の金にて来る者は、決意が固いので入りたい。今日にて、申込あり、これ等の不便は少しも感じない。

※このように厳しい資格を設けていたが、最初（明治三十年）の入植者の数名は必ずしもそうではなかった。

一名での移民もあつたらしい。また、渡航旅費並びに携帯品運搬費に関して、支援できなかったのは興復社の資本不足に一因があつたと思われる。

イ、報徳会

本社は治者にして、移住民は被治者の姿なり、移住民の団体即ち被治者仲間の結合がなければ不完全な感じがする。更に将来自治独立の気象を失う恐れあり、このため、この会を起こし、今日、養成中である。なお、これは北海道における報徳団体の嚆矢（こうし）である。

ウ、事業の成績

移住の戸数 百六十戸、人口 八百人、開墾反別 六百町歩、排水溝延長 二万六千間、道路延長 七千間、私設排水溝延長 二万三千間、橋梁延長 百七十間。

・開墾地より生ずる収穫物は平均一反歩五円と見積、年々三万円を産出する。昨年（明治三十七年）

は豊作である故、大豆のみにても三万円以上の拾得になった。

※ 興復社の事業成績に伴う農作物種類作付反別収穫によれば左記のようになる。

十年間（明治三十年～明治三十九年）の作付が十八種類紹介され、その中から作付面積の大きい百町歩以上の六種類を取り上げて見た。合計はこの六種類のほか、十二種類（小豆など）を加えたものである。

年	黍	白大豆	黒大豆	長鶉豆	玉葱	馬鈴薯	合計
明治30	作付・町 八・四	八・二	〇・四		一・五	二・三	二六・三
收穫・石	一六六・〇	四三・五	一九		一九・七	四五八・〇	七四二・三
明治34	作付・町 九二・八	一四〇・九	一一九・六	二三・六	十二・八	二十・六	四四二・八
收穫・石	一二六八・五	一五九四・二	一〇七二・一	一四一・六	一七三・三	九五六・七	五三五一・五
明治39	作付・町 一〇六・五	三〇五・六	一八三・八	一四・八	一二・三	二〇・二	六八三・三
收穫・石	一四九一・〇	三〇七五・八	一六〇七・三	一二九・一	一六〇・五	一一六四・二	八〇二〇・六
計間	作付・町 七九五・七	一三三五・九	一一七七・九	二〇六・三	一一四・〇	一八四・四	四一四六・〇
合(10年)	收穫・石 一〇三四八・八	一三一一三・九	九三七九・六	六八二・六	一四一〇・二	一五九七〇・一	五一一七二・〇

これは十勝の作付けの状況でもあった。各家では二～三頭の馬を飼い、プラウ、ハロー、除草器西洋農具と組み合わせて作業をした。明治四十三年内務省より、北海道の開拓に功績のあった興復社、赤心社など三社が表彰されたが、赤心社の開拓は自力では難しく、官指導による農業技術の指導を受けながら開墾を進めたが、興復社は尊徳以来の得意とする農業技術・土木工事で大いなる力量を発揮した。まさに自助

努力での開拓であった。

・ 本社の事業は物好き半分、営利を目的に行っているものではなく、北海道庁拓殖のお手伝いであり、先代の遺業を以って、終身の事業と定め、報徳のために勤めるのみである。

工、尊親の北海道農場論

①、大農場：会社組織、個人事業で、農場主の所有を造るのが目的であり、多くは小作制で、小作人へ幾分の土地貸与はあるが、全部の贈与は殆どまれである。②、団体移住：二十～三十人連合の下に土地貸与を受け、その仲間にて分配し、各自の力を以って開墾し、経営するもの。③、単独移住：単独にて、五～十町歩なりの貸付を受け、自ら経営し自ら農業をやつていく農場と三分類している。興復社は大農場に属すが、その性質からは大農場でも団体移住でもない。本社は農場主、開墾人は小作人のようにみえるが、先に説明したように一定の年限がくれば、移住民のものになる。一種特別の農場ということになると述べている。

尊親の講演を聴いていた留岡幸助（社会事業家）は自身の日誌のなかで「興復社は公事公益を目的とし、これは他の農場と異なる。これ一は国土の為に、二は遺法を守らんが為也」と記している。尊親の思いに対して、この場に参加した日本を代表する指導者層は、何を期待したのか、この問いに、歴史教育学者である故君 尹彦は「まず、十勝で成功した農業技術でしようが、もっと知りたかったのは町村の財政安定策であり、勤労・分度・推譲による地方改良運動の可能性をさぐり、数多くある氏神を合祀し、国民統合政策を進める拠り所をウシシユベツ（現二宮地区）の経験に求

めた」と述べている。その背景には「報徳記」の普及と報徳運動が全国にも及んできたことがある。

一九〇七（明治四十）年四月に尊親は、計画が予定通り進み、また牛首別報徳会の成長を見て、相馬に帰ることを決め、後のことは、社員の吉田義重にまかせた。

尊親は三月十七日ウシシュベツ農場で、移住民を前に「たとえこの地を去るとも精神は止まつて常にこの地を離れられぬ故に諸氏もこの精神のある所を推察せられ、益々勉勵、模範農場の面目を汚さず事業益々隆盛に至らん事を望むのみ」と告別の言葉を残し一家四人は茂岩を去り、札幌の家族と合流し、相馬へ帰郷した。

一九一〇（明治四十三）年内務省より、「社長として主宰する興復社」に対し、奨励金として三百円が賜られた。

IV 相馬へ――祖父尊徳の資料整理――

1、依田勉三、尊親の講話を聞く

勉三は一九一四（大正三）年十二月にウシシュベツの興復社事務所にて開催された尊親の講話を聞き、そのことを「二宮尊親講話の大意」として書き残している。内容は、「農村経営の根本は農業経営と農家経営であるが、若しも農家経済が不如意（ふによい）で農業が不経済で農家が疲弊しては農村経営も出来ない然らば疲弊は何に依りてくるかといえれば其根元は要するに資本の欠乏と教

育の不備にの二つである」と書き始めている。このように尊親は、豊頃を離れたが、年に二度ほど二宮を訪れ、激励していた。

「勉三の日記」（明治二十九年～明治三十五年）によれば勉三と尊親の出会いには明治三十年三月の函館から始まるようである。勉三は明治三十三年二月二十日余田口氏の櫓（そり）に便乗しウシシュベツ興復社に至り講話を聴問し、遂に同社に泊す。夜当晚成社の処署を相談し、十一時臥す。此日集会日にて耕夫七八十名集れり。明治三十三年四月四日余二宮君の書状を読み報徳金七カ年賦方を読当社小作人処分法を考える。翌日、社用小作人処分にて二宮君に面会せんとするなり、茂岩に至る。二宮君開墾地に行き不在という。失望し空しく島瀬に泊すとある。勉三は尊親の二才上であるが、何かしら、謙虚な気持ちで教えを求めているようである。

※ 依田勉三 静岡の松崎町の生まれ。静岡は岡田良一郎などの活躍により、報徳思想が広く普及していた土地柄であった。七歳の時、碩学の伯父土屋宗三郎（号三余）の三余塾に入門し、漢学を学んでいる。土屋宗三郎は二宮尊徳の影響を受けた人ともいわれている。勉三は子供の頃から報徳の影響を受けていたようである。日記には「報徳記」を愛読していたことが記されている。

国内では、第一次大戦後、輸出を増大し、大戦景気を招いたが、一方では物価が騰貴していた。一九一八年（大正七年）、北海道開拓五十周年祭が盛大に挙行された。この時、尊親に「明治三十年郷里相馬の窮民百六十戸を移し報徳主義に抛り大農場を経営し孜々（しし）督励遂に優良なる模範農村を創設するに至るその労效（ろうこう）…長年の功績」洵に称すへし茲に開道五十年記念式

を挙ぐるに當りその功績を表旌（しょう）し記念として銀杯壹個を贈呈し、感謝の意を表す」と北海道長官より興復社の功績が表彰された。

2、相馬での生活

二宮四郎氏の記憶によれば、「豊頃を引き揚げ尊親の相馬での住居となったのは、三百年を経過したと称される由緒ある建物で、隣には同じ興復社の社員大槻吉直宅があり、両家は親密な交流がなされていた。日常生活では、尊親は旧中村城・三の丸跡にあった相馬家事務所に日参し、倉庫に保管されていた報徳関係の書類の整理に没頭し、在宅時は書齋に閉籠もり、報徳関係の調べものをしていた時が多かった。また漢文が得意で、漢文で書かれた報徳に関する門人の遺書はたやすく解明していた」と述べている。これらの作業を通し、祖父尊徳の新資料を発見するなど、後の「二宮尊徳全集」への貴重な原本となった。豊頃を離れ、この十年余りの尊親からは、今市から危険を冒し持ち出した膨大な資料へ挑戦する気持ちが切々と伝わってくる。また、この間に福島県農工銀行取締役、大日本農会などで役職



旧中村城の大手門（相馬市）

を歴任し活躍していた。

3、尊親の晩年

晩年にあたる一九一九年（大正八年）には報徳実業学校（兵庫県・明治四十四年創立、現報徳学園）の二代目校長に就任した。この学校は、高校野球で全国優勝しているが、校名が示すように報徳に由来し、校風三則に「一、以德報徳の道風を慕う一、至誠勤労の良風を尚ぶ一、分度推譲の美風を養う」とある。尊親は報徳学園で行われる儀式には相馬・東京から駆けつけ出席し、生徒を励ましていたという。

大正九年には 福島県の感化院薫陶園長の拝命を受けている。薫陶園とは、少年を矯正する教育施設と思われる。ここでは、午前中は学習に専念し、午後の精神修養は自然に親しむことが肝要であると、農業に励ませるといふ特色ある教育方針を採った。

この年、尊親を陰で常に支えた偉大な母鉸が、相馬にて死去（八十五歳）。一九二一年（大正十年）頃、長男徳と話し合いの



尊親が埋葬されている吉祥寺（東京）

結果、東京四谷に土地五六〇坪、建物七棟を購入し、東京に転住し、著作に励んだ。しかし、翌年

の春頃から、体調を崩し、秋には重症になり、入院加療をしたが、急性肺炎を併発して、大正十一年十一月十六日永眠した。尊親六十八才。（法名：明道院慈徳尊居士）。東京駒込吉祥寺（禅宗・曹洞宗）の二宮家の墓に埋葬された。この吉祥寺境内の目立つ一角に尊徳の墓と負薪読書の像がある。

この時、二宮地区の人々は切なる思いで分骨を要望、その思いが叶えられ、十二月に分骨埋葬がなされ、翌年の七月にはご霊場が落成し、昭和四年に興復社事務所の隣に墓碑が建立された。また尊親の側に、豊頃で幼くして亡くなられた二人の子供の墓が仲良く並んでいる。一九三八年（昭和十三年）には尊親を豊頃で支えた妻鉞（えつ）、東京にて七十歳で死去。

尊親亡き後興復社の社長には、富田啓蔵が就任した。富田は、二宮にあつた興復社の社宅に住み、昭和四年病死するまで、現地で指導した。

V エピソード（コラム）

1、尊親の偉大さと功績は何か！

尊親の功績については 分かつているようで、理解されていないのではないかと思うことがある。豊頃の開祖と思っている人もいるようであるが、そうではない。十勝は大津から始まるといわれ、その代表的な人物は堺千代吉であり、また豊頃町の農業に関しても尊親の入植前には始まっていた。

豊頃の開祖ではない尊親、なにが凄かったのか、偉大であつたのかである。一言でいえば、報徳に基づき困窮した農民に独立の約束をし、自ら先頭に立ち指導し、独立した農民に育てあげたことに尽きる。

一八九七（明治三十）年「北海道国有未開地処分法」が公布され、この法により、道庁が「恰も馬を養い、羊を牧するには適し、肥沃な土地である」と評した十勝の土地が開放された。この法令の内容をみると無償の貸付地は、開墾の場合百五十万坪以内、会社・組合による申請はこの二倍まで認め、申請期間内の開墾に成功した時は無償付与された。この法の制定に大きな役割を果たしたのが、北海道の土地に魅力を感じた華族、起業家、地主の代表の集まりである北海道協会（会長近衛篤磨）であつたといわれている。そしてこのような人たちが大農場主となつた。彼らの多くは不在地主となり、現地に管理者を置き、小作人を使用して農業経営をおこなつた。開拓の象徴でもあつた洋式大農法は試行錯誤の状態にあり、この頃には、破綻はじめ、大地主制に主眼がおかれ、それに伴う移住民を必要とした時でもあつた。本州で困窮化していた農民は土地を得ることを夢に描き、北海道に渡ってきたが、小作農として働かざるえなかつた。このように多くの移住者は失敗と挫折の連続であつた。

明治三十年道内・十勝では、このような大地主制に基づく大農場が試行されているなか、尊親も困窮した移住民を引きつれ入植した。尊親は小作ではなく、一つの村をつくり、そこで独立した農民に育てあげた。尊徳の農村づくりと農民の救済を実現し、興国安民に寄与したところに大きな意

義がある。これは農民のために歴史の本流に逆らった動きでもあった。

今日では、このようなことは、極めて当然と思われるが、当時としては大変なことであつた。そのことは、全道各地で行われていた農場経営を見れば明らかで、特に大規模農場主には不在地主が多く、小作制に基づく経営がなされていた。実際にはどのような農場経営がなされていたのか、見ていけば、その結果は一目瞭然である。

十勝の農場

ある町史によれば、十勝の大農場の姿を次のように説明している。これらの大農場は明治三十年頃に成立している。

農場	農場主	地積(万坪)	旅費	農具	食料	開墾料(反)	鋤下	小作料	土地付与
A	豪商	二二二	支給	貸与	貸与	二円	三年	四年七十五錢五年一円	なし
B	旧藩主	二七〇	付与	付与	不明	四円と二円	二年	二年三十錢六年六十錢	口約束、なし
C	胆振	一二〇	不明	不明	不明	支給せず	不明	不明	二分の一
D	三重	一〇〇	支給	貸与	初年貸与	支給せず	一年	二年六十錢	不明
E	尊親	四〇三	なし	付与	6ヶ月付与	三円	二年	報徳金として徴収	義務完了全地給与

この十勝の大農場から、見えてくることは、明治三十年“北海道国有未開地処分法”に基づき、

十勝の開放がなされ、大農場が次々に開かれたが、多くは小作制が試みられた。農場主は移住者に対し、土地の分与が曖昧（あいまい）であり、分与が可能な場合は開墾料の支給に制限があり、開墾料の支給がある時は分与が制限され、どちらにしても農民が独立するには難しい状況下におかれていた。

ある農場の姿

表に示した十勝のある大農場を覗くと、この農場には二百万坪を超える原野が貸与され、明治二十九年〜明治三十三年の間に、合計二〇八戸が移住した。移住者との農場主の主な契約内容は、次のようである。a、小作人の移住旅費及び入植地における小屋掛け料五円は農場負担とする。b、入植後の農具、種子は貸し付ける。c、割当地は一反歩につき開墾料二円支給。d、小作契約期間は十カ年として、この期間中は他所への移住を禁ずる。契約限内に退場する時は元利金を合わせて返還すること。e、食料は米二、麦八の割合で小作人に貸付。f、初年度から三カ年間で鋤下（くわした）年期とし、土地の分与については約束されていない。また四年目から小作料は反当り七十五錢、五年目からは一円の支払いとなる。

ある農場における小作人の生活

この農場の小作人には、開墾早々すでに平均八十円の借金があつた。入植時に借りた農具、種子

代、一年間の食料代は貸与であつて返還しなければならず、これに四年目から小作料が加わる。小作人の生活を示す帳簿（明治四十四年）によると、小作人は農業経営上の種子をはじめとする必用品は勿論、木炭、桤、釘などの日常生活用品に至るまで農場からの借金で成り立っていた。時には正金十円と書かれ現金まで農場から借りていた。その返済は秋の小作料と合せ差し引かれた。これを毎年返済していくために、支出を切り詰めての生活となるが、返済の用途はなく、小作制が続く限りエンドレスの世界である。このため、また金を借り、また借金が増え、その借金の返済のために働く。借金がある限り農場を離れ自立することもできなかった。これが、当時の農場の姿で十勝だけではなく、広く北海道でおこなわれていた。これが小作制の姿である。

※小作とは 土地を持たない農民と土地所有者（地主）との農地の賃貸関係。

2、興復社農場の実態 — 第一期入植者 武野侃の奮闘記 —

入植当時の生活を見てみたいと思う。第一期入植者で、後に牛首別報徳会の指導者として大活躍した武野侃の貴重な資料が残されている。それを覗くと当時の姿が垣間見えてくる。侃は相馬藩士の流れを組む父半兵衛の四男として誕生。報徳思想に共鳴して、実家より渡航費と小遣いを貰い二十三歳の時、渡道を決意し、四月八日ウシシュベツに入植した。

入植直後、共同生活時に火災と遭遇し、仲間に五十銭の見舞金を贈ることになったが、故郷出立の折二十円の携帯金と三十円の渡航費計五十円の他に兄より道中の小遣いとして五円を受ける。然

し函館にて十四日間滞在し、その間に毛布一枚、衣類、足袋などを買った残金は一文もなく、止む無く木幡留次郎より金五十銭借り、火災見舞いとした。また、この時、興復社より鍋・釜を借りての共同炊事であり、各々別居することになったが、自分は全く所持金もなく、止む無く興復社事務員の渡辺盛にこの実情を申し入れ金五円を借用し大津に行き、鍋二個、手桶、すり鉢、茶碗四個その他の物品を購入し、自炊生活に入ることができた。母県において戸主の者はその財産を整理してかなりの資金を持つて入植したが、次男・三男の場合は規定された送金以外に殆ど余裕がなかったが、この層の人が過半数を占めていたと思われる。一方では、念願の住まいをもつことができた。抽籤の結果は一番組、丸山の麓の土地で、そこへ一間半に二間の掘っ立て小屋（坪み小屋）を建て、壁は葦で囲い、入口に藁をさげて出来上りの住まいであった。

開墾の経過は、一年目（明治三十年）に農作物の肥培管理の方法が解らずいなぎの粥をするなどずい分苦労したが、いなぎび三十四俵、粟二俵、大豆一俵、馬鈴薯数十俵などを収穫し、その多くの作物を社に売却し、この年、百五十六円の貯金をなした。二年目に妻を迎えた。妻に暮れの支度として五円札を一枚手渡し、大津へ買い物に行かせたが、反物一反、塩ます一本、砂糖一斤（六銭）、ソーメン、ローソク、マッチなどを買ひ、二円四十六銭を残しかえってきたという。三年目には三十二円で農耕馬を購入した。

朝早く、畑作業に出掛け、夜遅くまで縄ないの作業を行うなど、地区の人々の手本でもあり、力農篤行の席上でも表彰された。彼は移住民のなかで、最初から良好な成績をあげたが、他の移住者

も多少の時間的な差はあったが、入植して四〇五年経過すると、生活の目途はついた。このように、独立に向けての足固めが着実に出来ていくなど全道でも稀な農場であった。

3、報徳分度論と常会講話草稿 — 豊頃での執筆 —

小田原市にある報徳博物館内に一冊のノートが展示されている。黒インクで書かれた文字の上に、所々赤インク、朱筆、鉛筆、線が走っている。添削訂正したものと思うが、判読が難しいノートである。推敲の賜物でもある。尊親講話の原稿であるが、ノートには題名が記されていない。関係者によつて、常会講話草稿と呼ばれている。このノートは上下二冊からなり、二宮四郎氏が所蔵していたが、報徳博物館に寄託された。

この草稿によれば、講話のタイトルは、第一回が「報徳の大意」（明治三十年七月二十日）、第二回は「因果の説」、第三回は「貧富の由来」と続く。ノートの自序（明治三十二年初夏）によると、講話の内容については、最初から原稿を用意したのではなく、途中より、記憶を辿つて書いたと記している。

尊親の代表的な著作に「報徳分度論」がある。その一節を紹介すると「第一章 ……抑（そもそも）分度とは、分にしたがつて度を立つるの意義なり。故に分は自然にして天命に属し、度を作爲にして人道に属す。此自然の天分に依つて歳入を量り、歳入に依つて歳出を節制す。之を分度を立つると云う」と分度を説明している。この書の発行に際し、志賀直道、岡田良一郎が序を寄せている。

尊親はこの書を明治三十六年六月藻岩（現豊頃町茂岩）の寓居において、識すとある。

「報徳分度論」と「常会講話草稿」は豊頃で執筆したのである。他に、代表的な著作として「二宮尊徳遺稿（大正三年刊行）」がある。尊親は、豊頃から相馬に戻りこの書の作成に取り組んだ。祖父尊徳が残した一万巻におよぶ資料を正しく伝えることであつた。学者・実業家といえども尊徳を知らず語る人への警告の書でもあつた。尊徳への思いを込めて書き上げたのが、同書である。

4、尊親と志賀直哉

時は定かでないが、明治二十年代後半と思われる。尊親は東京の旧相馬藩邸のなかにある「報徳会」に出入りし、二〇三人を使い作業をしていた。この時、幼い直哉がやってきて、尊親に遊んでもらつたと書き残している。遊びの内容とは、尊親が筆をとつて、紙一面に「い」の字を書き散らし、これを何と読むか？と直哉少年に聞き、これは、ほうぼうに「い」の字があり、また、ほうぼうにカナ頭があるから、ほうぼうにかながしらと読むと教えてくれたという。知的な遊びである。この直哉とは、後に「暗夜行路」「城の崎にて」を発表した作家の志賀直哉（明治十六年生）である。直哉の祖父を直道という。直道は相馬藩士で尊徳の弟子でもあつた。旧藩主に依頼され、相馬家の執事を勤めた。彼は、旧古河財閥の祖市兵衛（いちべえ）とも親交があつた。

5、修学習業の教え

二宮報徳館（旧二宮小学校）のホールに「修学習業」（六八、五×一七二センチメートル）という人目を引く見事な尊親の書が展示されている。明治四十四年の作である。この四字熟語は漢文に造詣深い尊親が、考え、創造した語であるといわれている。この語は、旧二宮小学校の校庭にある閉校記念の石碑にも刻まれている。

この語の意味は不明であるが、尊親は子ども達の偉大な可能性に夢を託して、揮毫したものと思う。力強い筆の動きを感じさせる。学校で学んでいる児童に、目的をもって勉強しなさい。そのような声が聞こえてくるような書である。

学を修めた者には、「人のために、国のために、報徳を実践することあるのみ」という尊親の人生訓が見えてくる書でもある。この書は大正八年に書の所有者より、二宮小学校に寄贈されたものであり、平成六年、豊頃町の文化財に指定されている。

VI 尊親のおしえ

1、報徳の実践録―桜井壽男の「開拓九十年誌」より―

この書は興復社移住民の生活を語る上では貴重な資料である。すでに、明治三十六年の大洪水の出来事を生々しく語っていた。著者は明治三十六年に豊頃（二宮）で生まれ育ち活躍した、入植者の三代目。祖父字八は第五期入植者である。この本は、八十八歳（平成三年）の米寿を迎えた時に、

著した。明治三十四年の旅立ちから始まる。明治三十五年四月移住民の組の改めがあり、字八は三番組の分割により十三番組へ移り、その仕長（しゅうちょう）に任命された。組員は港三平ほか十二名。八月興復社の試験水田の穂がようやく出揃った。「牛首別報徳会」が興復社指導のもと発会した。十一月丸山に二宮尊徳翁の遥拝所を建立した。これが二宮神社の前身である。

明治三十六年一月興復社へ新年の挨拶に参上。講話を聴く。九月の大洪水は省く。明治三十七年九月夏も過ぎ彼岸も近づいたが、今年はどうやら水害も無く豊作型に推移しそうである。日露戦争の開始とその影響を心配、十一名が出征した。十月配当地のなかで、特に湿地畑と乾燥畑地の交換希望の申し込みが行われ、桜井家の希望が受理され、約一町五反が交換された。また住宅が常に水害を蒙る者にも、土地の交換がなされた。明治三十八年日露戦争のことが多く記されている。

明治三十九年一月新年挨拶の時、社長から備荒貯蓄の必要性の説明があった。本年度より、積立は一戸大豆一斗であった。明治四十一年一月新年の挨拶時に、尊親社長は「興復社の事業も概ね完了したので、十月には相馬市中村に帰郷したい」と話した。十月尊親社長は予定どおり幹部社員三名と帰郷した。仕長一同に対して、記念として一幅の掛軸を与えた。「惟信惟義」（二宮構造改善センター）と書かれてあった。十二月本年度初めての試みとして、農作物のうち大豆だけ農場の人たち全員で共同して雑穀商に売り渡す。共同販売にして、かなりの利益があったという。

明治四十二年一月興復社本社は、昨年十月相馬市に引き揚げられ、残務整理のために二宮尊親の社長代理として、吉田義重が就任した。十二月今年も報徳会を中心に大豆雑穀の共同販売という希

望がなされた。その集荷倉庫として十三番組、佐藤晴作の倉庫に集められることになった。明治四十三年三月残雪のあるうちに雑木の伐採、そして枝などの処分は焼却が一番であり、山火事予防のためにも早春雪深いうちに行った。九月共同販売の方法もようやく定着して、自然に組単位の共販となった。また、離農の様子が、紹介されている。

明治四十四年五月十四日大正天皇が皇太子のとき、釧路に行啓された。そのとき列車にて豊頃駅を通過され、その御奉迎のため、多数の村民が駅のホームに整列した光景はまことに壮観であった。また皇太子の侍従田内三吉閣下が、特に二宮開拓農場にご派遣になった。このうえない名誉であり一日農作業を休み、一同が興復社前に整列して歓迎した。その記念として、皇太子殿下の御手植トド松三本が植えられた。明治四十五年天皇の病氣についての回復を願う記載がある。

共同販売については移住民規約の第十九条に触れられている。それに関し、牛首別報徳会六十年史では、明治四十二年三月に共同大豆売却し、明治四十二年度にも考えられるが、全農場一丸となった共同売買は一回であるとしている。

※ 神社の創立年代、共同販売については年代の確認と内容についての検証が必要である。また尊親の帰郷に関し、私の調査では、既に紹介したように、明治四十年と考えている。

2、尊徳から尊親へ 興国安民 ― 至誠・勤労・分度・推譲 ―

尊徳の物ごとを考える出発点は、子供の頃に経験した“捨て苗”にあると思われる。捨て苗を利



祖父 二宮 尊徳

用し、米を収獲することができた。積小為大の成果であり、自助救済でもあったが、そこから多くのことを学び、会得した。又、人間の主体的な勤労の徳と天地（自然）の徳とが相和して、人間の生存が可能になり、その徳に報いることを知った。

その後、尊徳が主に活躍したのは、北関東の経済的に厳しい農村であった。この地域は、十八世紀半ば、商品経済の流入、重税、凶作・飢饉のために農村人口が激減し、田畑は荒地化し、農村の荒廃が進んでいたところである。この荒廃は農民の精神力にも影響を与え気力の欠如を生み出していた。ここで尊徳が、取組んだことは、農民が置かれている現状・環境を如何に変えるか、興国安民にあった。その実現に向けて重視したのが、勤労と儉約（分）であり、自助努力にあるとした。また、これらのことが整理され、「至誠を本に勤労・分度・推譲にある」と深化したものと考ええる。

尊親は祖父尊徳を良く理解し、このことを引継ぎ、移住民規約第十四条に「移住民は常に専ら業務を勉勵し家計節儉を守り有余を生じて之を儲蓄（ちよちく）し吉凶臨時の費は勿論天変凶荒の予備に充（あ）て又平素品行を慎み徳義を重んじ一家親睦隣交懇切なるを以って至要とす」と思いを込め明記した。興国安民“村づくりと農民の独立”に向け、至誠・勤労・分度・推譲がウシシュベツでどのように展開されていたのか、すでに紹介した規約、規則などを通して見たいと思う。

ウシシュベツでの開墾は厳しく辛いことであったことはすでに述べた。組合規約第七に「各家は

毎日朝起きに析（しょう・板木）を打つこと」とある。ここから、ウシシュベツの一日が始まる。

陽が昇る前に起き、作業に入り陽の沈むころまで働き、家に帰る。牛首別報徳会員の心得として「入会後は日課索綯（さくとう・縄を作る）積み立てる」とあるように、縄作りが夜遅くまで続いた。このように勤労を大切にした。働くことは生活の基本であり、更に労働を創意工夫し、効率化し、社会のため、自分のために、生産を高め自分が置かれている状況の変化を可能にした。報徳訓（尊徳の教えを一〇八文字にまとめたもの）には、「子孫の富貴は自己の勤労に在り、衣食住の三つは田畑山林に在り」とある。

尊親は分度と推譲の関係を自著「報徳分度論」で「分度とは、換言せば生産に定限するにあらずして、不生産的消費の程度を定め、其余を推譲するものなり。然れども、其方法は貧富各々均（ひと）しからず。貧者は儉約を以って貯蓄するの余裕あらざれば、余業索綯（なわな）等を以って分外となして、貯蓄を為すべし。富者は儉約を以って余財を生じ、他譲の資を起すべし」と述べている。分度論は続く、収入の二分の一は日常生活に、四分の一は永続積立、非常時の貯蓄とする。四分の一を人のため、村のため、国のために使うとある。尊親は分度が興国安民の本源であると考えていた。そのことは、既に紹介した組合規約、牛首別報徳会規則の中で、儉約（分度）・推譲が具体的に示され、組（番組）を通して実行された。譲には、人間らしく生き、平和な社会を築く生活原理が含まれている。報徳の本は至誠にある。このまっすぐにして思いやりのある心で、尊親指導の下、移住民は何事にも励んだのである。

この時代の入植者は、土地を手にする夢を抱き同時に覚悟をして北海道へやってきたが、自然との闘いは考えていた以上に過酷であり、強固な信念も時とともに失せてくる。これを防ぐため、興国安民のため、尊親は例会（芋コジ）を重視し、声を大にして「報徳」を説いた。移住民の意識を高め、自然との闘いに勝利した。尊親に導かれ、ウシシュベツに移住した人々に光明が訪れた瞬間である。

3、民主主義の先駆者として

二〇〇九年十一月、アメリカのオバマ大統領が来日した。昨年、オバマは大統領選挙で「チェンジ」を掲げ、アメリカのみならず、全世界に旋風を巻き起こした。そのオバマ大統領には尊敬する二人の元大統領がいる。リンカーンとケネディである。

アメリカ十六代大統領リンカーンは、南北戦争を指導し、奴隷解放を宣言した。この戦争の激戦地ゲティスバークを訪れ、有名な演説「人民の、人民による、人民のための政治」を行った。この言葉は、民主主義の理念を表わす用語として、全世界に定着した。一九六一年、アメリカ三十五代大統領ケネディが、就任演説で「祖国があなたのために何ができるかを問うより、あなたが祖国のために何を行うことができるか問うてほしい」と訴えた。この演説はリンカーンの民主主義に繋がっていく。

両者に共通する考えは、民主主義の確立・発展に向けたものであり、特に国民に対し、主体的に

行動することを望んでいる。

私たち日本人は、おおにして時の権力に、多くのことを期待する傾向が見られるが、尊親は明治三十年に相馬から十二人の農民を引き連れ、自ら、主体的に興国安民（村づくり、農民の独立）を目指し、四綱領に基づき実践した。また、このことを紹介してきた。二人の大統領の述べたことが、尊親の行動にピタリとダブってくる。これらのことから見えてくる尊親の像は、まさに日本における民主主義の先駆者であったということである。

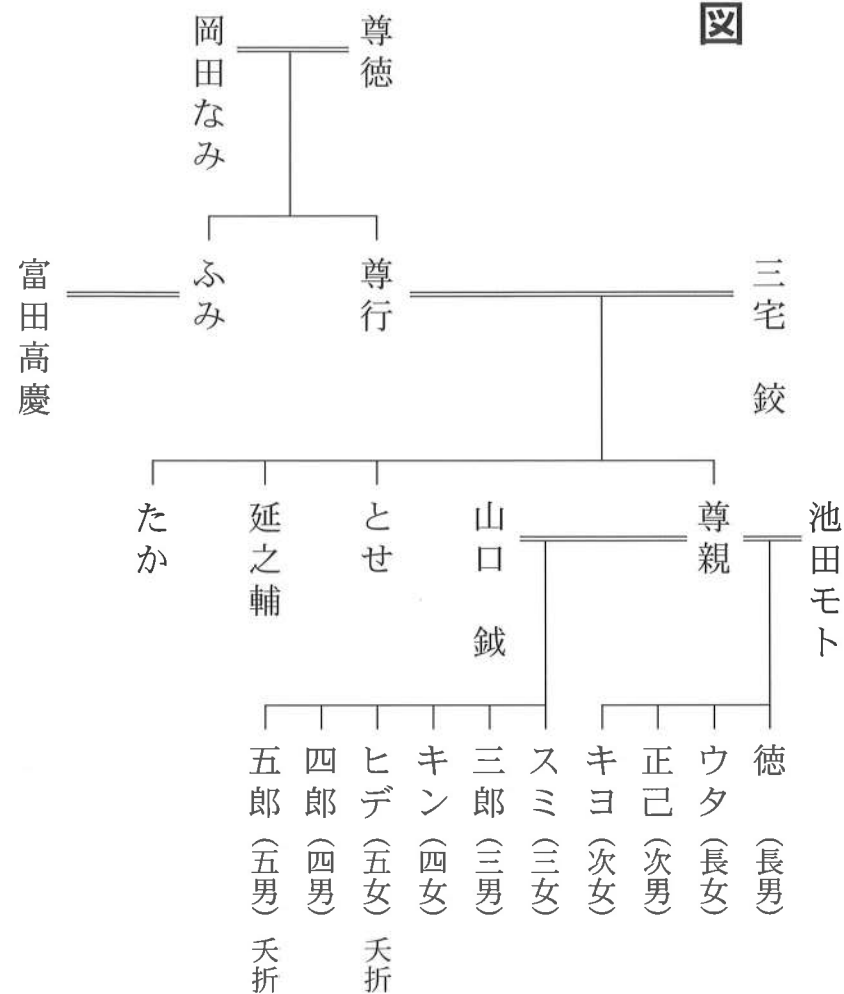
最後に、今の日本の姿を見た時、中央と地方における経済的な格差が問題になっているが、これは、社会的な問題でもあり、世界的な問題でもある。この問いに対し、尊親がウシシュベツで実践した農村づくりの過程に一つのヒントが秘められている気がする。

このように尊親は現在の社会に通用できる財産を数多く残した。この貴重な財産を改めて学び、考え、二十一世紀の豊頃に活用できる報徳を見いだしたいものである。

年年歳歳報徳を忘れるべからず 年年歳歳尊親を忘れるべからず

資料

系図



あとがき

この書を書きはじめた時、考えてもいなかった重大なことがおこった。それは九月に相馬市を訪れ、市が所蔵している興復社の豊頃に関する資料十五冊（綴）をお借りすることができたことである。

その中の一冊が「開墾料下渡願書綴」である。明治三十年～明治四十年までの綴りで、厚さ一〇センチメートルを超える。そのページを開いた時、墨の強烈な臭いとともに胸の高鳴りを感じたことを、はつきり憶えている。小さな歴史に立ち会った嬉しさと同時に一〇センチメートルの厚さが肩にかかってくるような気がした。

幸いにしてこの書に、「開墾料下渡願書綴」の一部分であるが紹介することができ、小さな花を添えた思いである。

この門外不出の貴重な資料を手にすることができたのは、一重に菅原裕一教育長を始め関係者の皆さんのお力添えの賜物であり、心よりお礼を申し上げたい。

最後に、これらの綴りをどう説明していくのか、時間との闘いでもあるが、報告できる機会があればと考えている。また、この書を書き上げるうえで、何かと教示をいただいた牛首別報徳会をはじめ多くの皆様に感謝を申し上げたい。

題字 長沼透石

（奎星会参与）
（毎日書道展審査会員）

報徳のおしえ シリーズⅡ

二宮尊親に導かれ

―報徳の志を継ぐ―

発行日 平成二十二年一月十五日

発行者 豊頃町教育委員会